

(6) 月その他の天体における国家活動を律する協定

採択 1979年12月5日（第34会期国連総会決議34/68号）

発効 1984年7月11日

この協定の当事国は、

月その他の天体の探査及び利用における国家の業績に留意し、

月が、地球の自然な衛星として、宇宙空間の探査において重要な役割を果たすことを認識し、

平等を基礎として、月その他の天体の探査及び利用における国家間の協力の更なる発展を促進することを決意し、

月が国際紛争の領域となることを防止するよう希望し、月その他の天体の天然資源の探査から得られる利益に留意し、

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体によって引き起こされた損害についての国際責任に関する条約、及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約を想起し、

宇宙空間の探査及び利用における更なる発展を考慮し、月その他の天体に関するこれらの国際文書の規定を明確にし、発展させる必要性を想起して、次のとおり協定した。

第一条

- 1 この協定の月に関する規定はまた、その天体に関する特別の法規範が発効する場合を除き、地球以外の太陽系の他の天体にも適用するものとする。
- 2 この協定の適用上、月には、月を周回する軌道、月又は月の周回軌道に到達する飛行経路、を含む。
- 3 この協定は、自然の方法により地球の表面に達する地球外物質には適用しない。

第二条

月の探査及び利用を含む月におけるすべての活動は、国際法（とりわけ国際連合憲章）に従い、国際的な平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解促進のために、1970年10月24日に国際連合総会が国際連合憲章に従って採択した国家間の友好及び協力に関する国際法原則宣言を考慮し、他のすべての締約国の対応する利益に妥当な考慮を払って、実施されるものとする。

第三条

- 1 月はもっぱら平和的目的のためにすべての締約国によって利用されるものとする。
- 2 月における脅迫、武力行使その他の敵対活動又は敵対活動の脅迫は禁止される。そのような活動を行うために月を利用すること、又は、地球、月、宇宙船、宇宙船の要員若しくは人工宇宙物体に関するそのような脅迫に従事するために月を利用することもまた禁止される。
- 3 締約国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を周回する軌道、月又は月の周回軌道に到達する飛行経路に乗せないものとし、これらの兵器を月面上又は月内部に配置しないものとする。
- 4 月面上における軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは禁止しない。月の平和的探査及び利用のために必要なすべての装備又は施設を使用することもまた禁止しない。

第四条

- 1 月の探査及び利用は、全人類の活動分野であり、すべての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行われる。国際連合憲章に従って現在及び将来の世代の利益に対して、並びに、一層高度の生活水準及び経済的社会的進歩及び発展に関する条件を向上し、促進させる必要性に対して妥当な考慮を払うものとする。
- 2 締約国は、月の探査及び利用に関するすべての活動において、協力及び相互援助の原則に従うものとする。この協定を実施する際国際協力が可及的広範にかつ多国間ベース、二国間ベースにより又は国際政府間機関を通じて、行われるものとする。

第五条

- 1 締約国は、国際連合事務総長並びに公衆及び国際科学界に対し、実行可能な最大限度まで月の探査及び利用に関する活動についての情報を提供するものとする。月に対する各々のミッションについて、時間、目的、場所、軌道要素及び期間に関する情報が、打上げ後可及的すみやかに提供されるものとし、他方、科学的成果を含む各々のミッションの結果についての情報は、ミッションの終了後に提供されるものとする。60日間を超えるミッションの場合には、科学的成果を含むミッションの実施状況についての情報が30日毎に定期的に提供されるものとする。6カ月間を超えるミッションについては、そのような情報に関する重要な追加に限って、その後、報告される必要があるものとする。
- 2 締約国は、他の締約国が月面上の同一区域又は同一の月を周回する軌道、月又は月の周回軌道に到達する飛行経路において同時に運用を計画していることを知ったときは、すみやかに当該他の締約国に、自国の運用の時期及び計画を通報するものとする。
- 3 締約国は、この協定の下で活動を実施する上で、月を含む宇宙空間において人間の生命又は健康に危険を与える現象並びに生命の兆候を発見したときは、直ちに国際連合事務総長並びに公衆及び国際科学界に通報するものとする。

第六条

- 1 月における科学的調査は、すべての締約国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ、国際法に従って自由に行うことができる。
- 2 科学的調査を実施するうえで、また、この協定の規定を推進するうえで、締約国は、月の鉱物その他の物質のサンプルを月面上において採取する権利及び月から除去する権利を有する。そのようなサンプルは、サンプルを採取させた締約国の処分にまかせられるものとし、科学的目的のために使用されるものとする。締約国は、科学的研究のため他の関心を有する締約国及び国際科学界にこのようなサンプルの一部を利用させる要望を考慮する。締約国はまた、科学的研究においてその計画の支援のために適量の月の鉱物その他の物質を使用することができる。
- 3 締約国は、実行可能な最大限度まで月に派遣された科学的要員及びその他の要員の交流又は月面上の施設の交換が望ましいことに合意する。

第七条

- 1 締約国は、月の探査及び利用を行う上で、月の環境の悪化をもたらすことによる又は環境外物質の持ち込みによる月の有害な汚染による又はその他の方法によるを問わず月の環境の既存の均衡の破壊を防止する措置をとるものとする。締約国はまた、地球外物質の持ち込みその他の方法による地球の環境への有害な影響を防止する措置をとるものとする。
- 2 締約国は、国際連合事務総長に対し、1の規定に従ってとられた措置を通報するとともに、実行可能な最大限度まで、事前に、月におけるすべての放射性物質の設置及び設置の目的について通報するものとする。
- 3 締約国は、他の締約国の権利を侵害することなく、特別な科学的関心を有する月の区域が関係国際連合機関と協議した上で特別な保護取極が合意されるべき国際的な科学的保存地域として指定されるべく考慮が払われるよう他の締約国及び国際連合事務総長に対し、その区域について、報告するものとする。

第八条

- 1 締約国は、この協定の規定に従って、月の表面上又は月の表面下におけるいずれの場所においても月の探査及び利用の活動を行うことができる。
- 2 これらの目的上、締約国は、特に
 - (a) 自国の宇宙物体を月面上に着陸させること及び月から宇宙物体を打ち上げることができる。
 - (b) 自国の要員、宇宙機、装備、施設、基地及び設備を月の表面上又は表面下のいずれの場所にも配置することができる。要員、宇宙機、装備、施設、基地及び設備は、月の表面上又は表面下を自由に移動し、又は移動させることができる。
- 3 1及び2の規定に従って行う締約国の活動は、月面上における他の締約国の活動に干渉してはならない。そのような干渉が生ずることのある場合には、関係締約国は、この協定の第一五条2及び3の規定に従って協議を行う。

第九条

- 1 締約国は、月面上に有人及び無人の基地を設置することができる。基地を設置する締約国は、その基地に必要な区域に限って使用するものとし、国際連合事務総長に対し、直ちに、基地の場所及び目的を通報するものとする。当該締約国は、引き続き、1年毎に、国際連合事務総長に対し、基地が継続して使用されているか、その目的が変更されているかについて情報を提供する。
- 2 基地は、この協定の規定又は月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の第一条の規定に従って、月における活動を行う他の締約国の要員、宇宙機及び装備の月のすべての区域への自由な立ち入りを侵害しないように、設置するものとする。

第十条

- 1 締約国は、月における人間の生命及び健康を保護するすべての実行可能な措置をとるものとする。この目的のため、締約国は、月におけるすべての要員を月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の第5条にいう宇宙飛行士並びに宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打上げられた物体の返還に関する協定にいう宇宙機の要員の一人とみなすものとする。
- 2 締約国は、月面上において遭難している者に対し、自国の基地、施設、宇宙機その他の施設において避難保護を与えるものとする。

第十一条

- 1 月及びその天然資源は人類の共同財産であり、この協定の規定、とりわけ本条5の規定に表現される。
- 2 月は、主権の主張、使用若しくは占拠その他のいかなる手段によっても、国家の専有の対象にはならない。
- 3 月の表面又は地下若しくはこれらの一部又は本来の場所にある天然資源は、いかなる国家、政府間国際機関、非政府間国際機関、国家機関又は非政府団体若しくは自然人の所有にも帰属しない。月の表面又は表面下に対する要員、宇宙機、装備、施設、基地及び設備、及びこれらの表面又は地下に接続する構造物を配置することは、月の表面又は地下若しくは月のいずれかの地域に対する所有権を生じさせるものではない。この規定は本条の5に述べられている国際レジームを侵害するものではない。
- 4 締約国は、平等の基礎に立ちいかなる種類の差別もなく、国際法及びこの協定の規定に従って、月の探査及び利用の権利を有する。
- 5 この協定の締約国は、月の天然資源の開発が実行可能となったときには適当な手続を含め、月の天然資源の開発を律する国際レジームを設立することをここに約束する。この規定は、この協定第十八条に従って実施されるものとする。

- 6 前項にいう国際レジームの設立を容易にするために、締約国は、国際連合事務総長並びに公衆及び国際科学界に対し、実行可能な最大限度まで、月において発見するすべての天然資源について通知する。
- 7 設立される国際レジームの主な目的には、次のものを含む。
 - (a) 月の天然資源の秩序ある安全な開発。
 - (b) 月の天然資源の合理的な管理。
 - (c) 月の天然資源の使用の機会の増大。
 - (d) 月の天然資源から得られる利益のすべての締約国による公平な分配。ただし、開発途上国の利益及び必要並びに月の探査に直接又は間接に貢献した国の努力に特別な考慮が払われるものとする。
- 8 月の天然資源に関するすべての活動は、7の規定及び第六条2に規定された目的に適合するように行われるものとする。

第十二条

- 1 締約国は、月におけるその要員、宇宙機、装備、施設、基地及び設備に対する管轄権及び管理権を保持する。宇宙機、装備、施設、基地及び設備に対する所有権は、これらが月面上にあることによって影響を受けない。
- 2 宇宙機、施設及び装備又はそれらの構成部分は、意図された場所以外の場所で発見されたときは、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた宇宙物体の返還に関する協定の第5条に従って取り扱われるものとする。
- 3 締約国は、人命に対する脅威を含む緊急事態の場合には、月における他の締約国の装備、宇宙機、設備、施設又は補給品を使用することができる。そのような使用は、国際連合事務総長又は関係締約国に対してすみやかに通報されるものとする。

第十三条

締約国は、自国が打ち上げたものではない宇宙物体又はその構成部分の月への不時着、強制着陸その他の意図しない着陸を知った場合には、直ちに、打上げ締約国及び国際連合事務総長に通報するものとする。

第十四条

- 1 この協定の締約国は、月における自国の活動について、それが政府機関によって行われるか又は非政府団体によって行われるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動が、この協定の規定に従って行われることを確保する国際的責任を有する。締約国は、管轄権を有する非政府団体の月における活動が関係締約国の許可及び継続的監督の下に限って行われることを確保する。

- 2 締約国は、月における活動の進展の結果、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約及び宇宙物体により引き起こされた損害についての国際的責任に関する条約の規定に加えて、月における損害の賠償責任に関する詳細な取極の必要が生ずることを認識する。この取極は、この協定の第十八条に定められた手続に従って作成されるものとする。

第十五条

- 1 おおのこの締約国は、他の締約国の月の探査及び利用における活動が、この協定の規定に従うことを確保するものとする。この目的のため、月におけるすべての宇宙機、装備、施設、基地及び設備は他の締約国に開放される。これらの締約国は、適当な協議が行われるため及び訪問する施設における安全を確保し、かつ、そこでの正常な作業に対する干渉を避けるように最大限の予防措置が講ぜられるために、計画された訪問につき合理的な予告を行うものとする。本条の履行において、いかなる締約国も、その代表により若しくは他の締約国の完全若しくは部分的な援助を得て又は国際連合憲章に従い国際連合の枠内における適当な国際的手続により行動することができる。
- 2 他の締約国が、この協定に従って課せられた義務を履行していないと信ずる理由があるとき又は他の締約国がこの協定に基づき有する権利に干渉していると信ずる理由があるときは、その締約国との協議を要請することができる。この要請を受理した締約国は、遅滞なく協議を行うものとする。協議への参加を要請する他の締約国は、協議に参加する権利を有する。協議に参加するおおのこの締約国は、相互に受け入れられる紛争の解決を目指すものとし、かつ、すべての締約国の権利及び利益を考慮する。国際連合事務総長は、協議の結果について情報の提供を受けるものとし、受理した情報をすべての関係締約国に伝達するものとする。
- 3 協議によって、（すべての締約国の権利及び利益に妥当な考慮が払われた）相互に受け入れられる解決に達しない場合には、関係締約国は、その選択により、紛争の状況及び性質に適切な平和的紛争解決の手段をとるものとする。協議の開始について困難が生じた場合又は協議によって相互に受け入れられる解決に達しなかった場合には、いかなる締約国も他の関係締約国の同意を求めることなく、紛争を解決するために、国際連合事務総長の援助を求めることができる。他の関係締約国と外交関係を有していない締約国は、その選択により、自国自ら又は他の締約国若しくは国際連合事務総長を仲介として、協議に参加するものとする。

第十六条

この協定の国に対する規定は、第17条から第21条までを除き、宇宙活動を行う政府間国際機関にも適用されるものとみなす。ただし、当該機関がこの協定に規定された権利及び義務の受諾を宣言し、その機関の加盟国の過半数がこの協定及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国であることを条件とする。この協定の締約国であるそのような機関の加盟国は、その国際政府間機関がこの条項の規定に基づいて宣言を行うことを確保するためにすべての適当な措置をとる。

第十七条

この協定のいずれの締約国もこの協定の改正を提案することができる。改正は、協定の締約国の過半数がこれを受諾したときに、その改正を受諾したこの協定の締約国について効力を生じ、その後はこの協定の各締約国について、その国による受諾の日に効力を生ずる。

第十八条

この協定の効力発生の10年後に、この協定の過去の適用に照らして、協定の改正が必要か否かについて審議するため、この協定の再検討の問題を国際連合総会の仮議事日程に含めるものとする。ただし、この協定の効力発生の後5年を経過したときは、協定の締約国の1/3の要請により、かつ、締約国の過半数の同意により、国際連合事務総長は、この協定を再検討するための締約国の会議を召集するものとする。再検討するための締約国会議は、また、第十一条の1の規定に定められた原則に基づいて、特に関連技術の発達を考慮して、第十一条5の規定の適用の問題を審議するものとする。

第十九条

- 1 この協定は、ニュー・ヨーク市の国際連合本部において、署名のためにすべての国に開放される。
- 2 この協定は、署名国により批准されなければならない。この協定が次項の規定に基づいて効力を生ずる前にこの協定に署名しない国は、いつでもこの協定に署名することができる。批准書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。
- 3 この協定は5番目の批准書の寄託の日の30日後に効力を生ずる。
- 4 この協定の効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、この協定は、その批准書又は加入書の寄託の日の30日後に効力を生ずる。
- 5 国際連合事務総長は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この協定の批准書及び加入書の寄託の日、この協定の効力発生の日その他について、すみやかに通報するものとする。

第二十条

この協定のいずれの締約国も、この協定の効力発生の後1年を経過した時は、国際連合事務総長にあてた通告書により、協定からの脱退を通告することができる。脱退は通告書の受領の日から1年で効力を生ずる。

第二十一条

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文を等しく正文とし、国際連合事務総長に寄託するものとする。この協定の認証謄本は、国際連合事務総長が署名国及び加入国の政府に送付するものとする。

以上の証拠として、下名は正当に委任を受けこの協定に署名した。